

令和7年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ
【女性リーダー育成型】
公募要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和7年3月

< 目 次 >

1. 事業の目的	3
2. 事業の概要	4
A 女性リーダー育成型	5
(1) 対象機関	
(2) 申請者	
(3) 選定予定件数	
(4) 補助事業期間	
(5) 申請対象となる取組	
(6) 補助対象となる経費	
(7) 重複申請の制限	
3. 重複申請の制限（一覧）	12
4. 審査方法	12
5. 申請方法	13
6. 取組の実施	14
7. 留意事項	15
8. 問い合わせ先	27
9. スケジュール（予定）	28

1. 事業の目的

我が国における女性研究者の割合は、これまでの女性研究者支援に係る取組等の結果、増加する傾向にあります。欧米の先進諸国と比べると未だ低く、また、女性研究者の上位職への登用もなかなか進まない状況にあります。男女共同参画の観点はもとより、多様な視点や発想を取り入れ、研究活動を活性化し、組織としての創造力を発揮する上でも、女性研究者数の増加に引き続き取り組むとともに、女性研究者の研究力向上を図ることは極めて重要です。

こうした中、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号）（以下「女性活躍推進法」という。）」において、女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国や地方公共団体、一般事業主（大学や独立行政法人を含む。）の各主体における女性の活躍推進に関する責務等が定められています。また、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画（令和 3 年 3 月閣議決定）」と「第 5 次男女共同参画基本計画（令和 2 年 12 月閣議決定）」においては、科学技術イノベーションの創出に向けて、女性の活躍促進に関する方向性が盛り込まれており、大学における女性研究者の新規採用割合についての目標値^{*1}や上位職への登用に係る目標値^{*2}が設定されています。このような関係の法律や基本計画等に基づいて、政府として、女性研究者等の活躍に向けた取組が進められています。

他方、女性研究者への取組と若手研究者への取組は密接不可分な点が多くあります。女性研究者を含む若手研究者は研究現場の原動力であり、その育成・活躍促進には明確なキャリアパスの下、様々な経験や挑戦の機会が必要ですが、我が国の基礎科学力の低下が深刻化している中、若手研究者の雇用が引き続き不安定であるなど課題が山積しています。こうした中、「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」においては、若手研究者の数や割合に関する目標値^{*3}が設定されています。このため、大学等においては、研究人材のキャリアパス構築に係る取組を総合的に実施し、全学的なキャリアマネジメントを促すことが急務であり、大学改革の一環として推進する必要があります。

このような状況を背景として、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）は、女性研究者がその能力を最大限発揮できるよう、研究と出産・育児・介護等（以下「ライフイベント」という。）との両立や女性研究者の研究力向上を通じたリーダーの育成を一体的に推進するなど、研究環境のダイバーシティ実現に関する目標・計画を掲げ、優れた取組を体系的・組織的に実施する大学や独立行政法人等を選定し、その取組を重点的に支援するものです。

※ 1 大学における女性研究者の新規採用割合について、2025 年までに、理学系 20%、工学系 15%、農学系 30%、医学・歯学・薬学系合わせて 30%、人文科学系 45%、社会科学系 30%の目標値が設定されています。（第 5 次男女共同参画基本計画及び第 6 期科学技術・イノベーション基本計画）

※ 2 大学の教員に占める女性の割合として、教授等（学長、副学長及び教授）早期に 20%、2025 年までに 23%の目標値が設定されています。（第 5 次男女共同参画基本計画及び第 6 期科学技術・イノベーション基本計画）

※ 3 40 歳未満の大学本務教員の数を 1 割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める 40 歳未満の教員の割合が 3 割以上となることを目指すとされています。（第 6 期科学技術・イノベーション基本計画）

2. 事業の概要

本事業は、研究環境のダイバーシティを高め、優れた研究成果の創出につなげるため、女性研究者のライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した研究環境の整備や女性研究者の研究力向上のための取組、女性研究者の積極採用や研究中断、あるいは離職した女性研究者の復帰・復職支援及び女性研究者の上位職への積極登用にに向けた取組等を支援するものです。

令和7年度においては、以下の取組について補助金による支援を行います。

学長・副学長等や教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げる大学等の優れた取組を支援する「女性リーダー育成型」

各機関・地域の特色を踏まえた、女性研究者の活躍推進や女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関としての目標・行動計画[※]を設定・公表することを要件とします。

なお、国の財政状況等に鑑み、補助期間中の事業計画を必ずしも保証するものではないことに留意してください。また、国の補助金の交付決定は国の会計年度ごとに行われます。本事業の各事業計画に基づき、その経費については会計年度ごとに区別して使用できるよう留意してください。

- ※ 当該目標・行動計画は、以下の計画等と関連していることを要件とします。
- ・国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画
 - ・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）については、当該計画
 - ・その他、各機関における中長期的な戦略（機関として策定・公表しているもの。）

A 女性リーダー育成型

(1) 対象機関

女性研究者が在籍している以下のいずれかに該当する機関のうち、自然科学全般又は自然科学と人文学・社会科学との融合領域の研究活動を行う単独の機関による申請、あるいは複数の機関による共同申請とします。なお、共同申請にあたっては、1つの機関を代表機関とし、その他の機関を共同実施機関として参画するように構成することとします。（なお、代表機関と共同実施機関を併せて、以下「連携機関」という。）

- ・大学（ただし、学校教育法第109条の規定に基づき文部科学大臣の認証を受けた者による直近の評価の結果、「不適合」の判定を受けている大学は除く。）
- ・大学共同利用機関法人
- ・独立行政法人（国立研究開発法人を含む）

※本事業の補助期間中に実施機関が国際卓越研究大学に認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され、助成の対象となる取組と本事業による支援に重複が生じないよう、重複する部分については本事業からの補助は行いません。

(2) 申請者

本事業への申請者は、機関の長とします。

(3) 選定予定件数

2件程度

(4) 補助事業期間

補助事業期間は6年間とし、うち5年間（令和11年度まで）について補助金を交付します。なお、事後評価は6年間の補助事業期間終了後の翌年度（事業開始から7年度目）に実施しますので、7年度目にも本事業に係る取組・成果等のデータを提出していただく必要があります。また、文部科学省が別途指定する時期（3年度目）に中間評価を行う予定としています。

(5) 申請対象となる取組

教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するため、挑戦的・野心的な数値目標を掲げ、独自のアイデアで総力を挙げ取り組む機関に対して支援を行います。

なお、挑戦的・野心的な数値目標とは、当該補助金のみではなく、機関における独自の財源も勘案しなければ到底達成することができないレベルでの高い目標を想定しています。具体的には、第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画で政府目標として掲げている目標値（※）を大幅に上回るような、機関としての飛躍的な目標値の設定を想定しています。また、中間評価実施時に、当初目標が達成されないことが明らかである機関については、4年度目以降の補助金による支援を打ち切る可能性があります。

- ※ 大学における女性研究者の新規採用割合について、2025年までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- 大学教員のうち、教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性割合として早期に20%、2025年までに23%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）

具体的には、以下に例示するような取組が対象となります。挑戦的・野心的な数値目標の達成には、各機関により異なる様々な課題に対応することが必要と考えられ、このため「A 女性リーダー育成型」では幅広い取組を支援対象としうることとしています。ただし、目標達成に向けては、当該補助金による取組のほか、機関独自の取組も合わせ、機関を挙げて戦略的に取組を展開することが必要であることに留意ください。また、これに加えて「2. 事業の概要」に記載のとおり、女性研究者の活躍推進や女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関としての目標・行動計画を設定・公表することが必要です。

なお、取組の推進に当たっての経費については、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金も含めての計画であることを推奨します。

（具体的な取組例）

（指導的地位に占める女性研究者の割合向上に係る取組）

- ・当該機関における指導的地位（大学においては准教授以上）に占める女性研究者の割合向上に向けた取組に対する支援（例：機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰や研究費の支援、適切な昇格の実施に係る支援）

（研究力の向上等に係る取組）

- ・競争的研究費獲得セミナー（男性研究者の参加も可）など、女性研究者の研究力向上のための取組の実施
- ・女性研究者の海外派遣や帰国後の活躍促進を通じた、女性研究者の研究力の向上並びに上位職登用の促進を図る取組の実施
- ・研究専念制度の導入により一定期間、研究に専念できる環境を提供することにより、研究力の向上を図る取組の実施
- ・女性研究者が上記の海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間に、教育・研究活動を代わりに実施する代替要員の配置

（研究効率の向上等に係る取組）

- ・ライブイベントを迎えた女性研究者が効果的・効率的に研究を行うための、実験ノート電子化、AI・IoTの活用等による研究室のスマートラボラトリ化等に係る取組
- ・大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備や働き方改革等に係る取組

(機関連携や共同研究の推進等に係る取組)

- ・ 連携機関で、ワーク・ライフ・バランスに配慮しつつ、共同研究やクロスアポイントメント制度等を通じた女性研究者の研究力向上、女性リーダーの育成を図るための取組、及び、そのためのマネージャー等の配置
- ・ 共同研究等の推進に向けた勉強会等の開催や、当該取組の結果として、機関において特に有用と認められた、女性研究者を研究代表者とする共同研究の推進
- ・ 連携機関の研究者への支援を通じた好事例の展開（例：機関内保育所やカウンセラーを配置した相談室などの共同利用）

(課題を有する分野に係る取組)

- ・ 先端的、産業ニーズの高い分野における、産学連携による共同研究等を通じた女性リーダー（女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。）の育成を図るための取組
- ・ 当該機関において女性研究者割合や博士課程（後期）への女子の進学割合が低く、底上げが必要な分野における、裾野拡大のための学生・保護者・教員等向けの啓発活動、博士課程（後期）の女子学生を対象とした学内フェロシップ制度等の構築及びフェロシップの支給を通じた支援等の取組
- ・ 当該機関において女性研究者割合が低い分野等における、研究教育機関や企業等の女性研究者・技術者を対象としたリカレント教育等システムの構築

(意識啓発等に係る取組)

- ・ 研究組織の幹部、研究者等を対象とした女性研究者の採用、上位職登用等に関する意識啓発のための活動（例：機関幹部対象のセミナーの実施）
- ・ 機関におけるより広いダイバーシティ研究環境の実現に向けた意識改革（男性・女性ともに対象としたもの）等の取組
- ・ 女性研究者の裾野拡大のため、学生向けのキャリアパスの相談や学生・保護者向けの啓発活動等の充実

(人事・教育制度関係)

- ・ 人事計画の策定や人事審査委員会等への女性の参画
- ・ ライフイベントを考慮した業績評価・人事評価システムの構築、上位職登用システムの構築
- ・ 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築

(機関の設定した全体の目標達成に必要な支援体制の整備)

- ・ 女性研究者が研究活動を継続するに当たって生じる諸課題（ワーク・ライフ・バランス、ライフイベントとの両立、研究を中断することによる不公平な処遇など）を解決するに当たって、マネージャー、コーディネーター及びカウンセラーの配置や相談室の整備など、女性研究者に対する支援体制及び相談体制の確立
- ・ 男女問わず研究者が研究等とライフイベントを両立できるよう、ライフイベントの期間中の研究活動等を支援する者（支援する場合であっても、保育を行う者は対象とは

なりません。)の配置

- ・研究者（男性研究者も対象）の育児・介護を支援するためのサポーター等に対する講習会等の実施
- ・夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度の構築（例：所属の研究者が上記の保育サービスを利用する際の支援）
- ・フレックスタイム勤務制度や時短勤務など柔軟な勤務体制の確立
- ・ライフイベントによる研究中断（離職した女性研究者を含む。）からの復帰・復職支援の仕組みの構築（例：スタートアップ研究費の支援、学会参加の支援、論文投稿の支援、柔軟な勤務制度（短時間勤務等）の構築）
- ・研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築
- ・女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムを開発するための調査等の実施

（6）補助対象となる経費

- ・申請内容の実施に必要な経費の一部については、文部科学省から補助金として機関に交付します。
- ・補助金は、原則として、1件当たり年間3,500～5,250万円程度とします。
- ・令和8年度以降の補助金については、財政事情等により減額する場合があります。
- ・補助対象となる経費は、具体的に以下に示すものとします。

女性研究者の上位職登用に向け実施する挑戦的な取組に関する経費であり、例えば以下に関するもの

（指導的地位に占める女性研究者の割合向上に係る経費）

1. 機関に属する特に優秀な女性研究者への顕彰・研究費の支援に必要な経費
2. 女性研究者の雇用経費^{※1}（上位職と現職との差額に限る）

（研究力の向上等に係る経費）

3. 女性研究者の研究力向上のための競争的研究費獲得セミナー等の開催に必要な経費
4. 女性研究者の海外研究機関への派遣や、研究専念制度等の実施に必要な旅費、滞在費、研究費（この場合においては、補助金による女性研究者への支援に加え、自主的に、若手研究者にも対象を広げて海外研究機関へ派遣等を行う取組とすることを要件とする。）
5. 女性研究者が海外派遣や研究専念制度等により不在とする期間、実施機関において当該女性研究者が行うことを予定していた教育・研究活動を代わりに実施する者の雇用等経費
6. 女性研究者の研究力向上や上位職への登用につながる、研究リーダーに相応しい研究能力やマネジメント能力等の育成に必要な経費

(研究効率の向上等に係る経費)

7. 女性研究者（男性研究者^{※2}も対象）の研究効率向上のための実験ノートの電子化、研究室のスマートラボラトリ化等に必要な経費
8. 女性研究者（男性研究者^{※2}も対象）の研究効率向上のため、大学の異なるキャンパス間や遠隔での研究遂行、在宅勤務等を可能とする研究環境の整備等に必要な経費

(機関連携や共同研究の推進等に係る経費)

9. 共同研究等の推進に向けた勉強会・ワークショップ・研究成果発表会等の開催に必要な経費
10. 9.の取組等の結果として、機関において特に有用と認めた共同研究プロジェクトのうち、女性研究者が研究代表者となったものに係る研究費
11. 機関内保育所及び相談室を共同利用するために必要な経費
12. 連携機関が相互に連絡調整を行うための経費（通信運搬費等）
13. 女性研究者が企業等においてインターンシップを行うために必要な経費（旅費・消耗品費）

(課題を有する分野に係る経費)

14. 産学連携による共同研究等において女性研究者が研究代表者となったもの（女性だけでなく、男性を含めたグループも含む。）に係る研究費
15. 学生や保護者、地域住民を対象とした、女性研究者の研究成果報告会等の開催など普及・啓発活動に必要な経費
16. 博士課程（後期）の女子学生を対象とした、学内フェロースhip制度等の構築及び女子学生への支援に必要な経費（例えば対象女子学生に支給するフェロースhip（生活費相当額・研究費）等）^{※3}

(意識啓発等に係る経費)

17. 機関内の幹部や研究者を対象とした女性研究者の採用・上位職登用等に関する意識啓発のための研修会等の開催に必要な経費（研修会等における一時保育に係る経費を含む。）
18. 機関内でより広いダイバーシティ研究環境を形成するに当たって必要となる意識改革等の取組に係る経費
19. 学部や博士課程（前期）等の女子学生を対象とした、博士課程（後期）進学や研究者という職業選択に向けた相談会やセミナー等の開催、広報物の作成に必要な経費

(人事・教育制度関係に係る経費)

20. 女性研究者の活躍促進や上位職登用につながるリカレント教育等システムの構築に必要な経費

(機関の設定した全体の目標達成に必要な支援体制の整備に係る経費)

21. 「(5)申請対象となる取組」の企画、運営、実施等を行う実施機関における特別の支援組織(以下「支援室」という。)や相談室の維持費(ウェブサイトの維持管理費、支援室及び相談室内で使用する設備備品、消耗品等)
22. 実施機関の支援室において、当該業務を担当するマネージャー、コーディネーター、カウンセラー、相談員、事務員等(共同実施機関と連携した取組を実施するため代表機関において雇用する者を含む。)の雇用経費
23. 研究とライフイベントの両立等のために必要な実施機関の研究者(男性研究者^{※2}も対象)の活動を支援する者(支援する場合であっても保育を行う者は対象とはなりません。)を、事業実施機関の規程に基づき雇用するための経費
24. 研究者(男性研究者^{※2}も対象)の育児・介護を支援するためのサポーター等を学生や地域住民等から募集し、講習会等を行うために必要な経費
25. 機関における保育支援に必要な経費。ただし、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用に対する支援制度を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費(男性研究者^{※2}も対象)に限る
26. 研究中断からの復帰・復職支援に必要な経費。ライフイベントによる研究中断から復帰・復職する研究者(男性研究者^{※2}も対象)の研究費や復帰・復職支援制度(例:スタートアップに係る研究能力向上のための研修・講習会、復帰・復職直後の論文作成支援等)を構築した機関における当該制度の実施に必要な経費
27. 研究者の採用に伴う家族の同居・帯同支援や、女性の応募者数の増加を目指した工夫などによる、従前の取組から更に高い目標の達成に向けた仕組みの構築・実施に必要な経費
28. 女性研究者の活躍促進を踏まえたより広いダイバーシティ研究環境を形成するための関連プログラムの開発・実施に必要な経費
29. 他機関の男女共同参画推進や女性研究者支援の取組に係る調査及び当該取組に関するシンポジウムやセミナー等への参加に必要な経費

※1 目標値達成のためだけに補助期間のみ上位職へ登用する女性研究者の雇用経費は除きます。

※2 原則として女性研究者に対する取組に必要な経費を想定していますが、機関において構築・整備した制度については、男性研究者も対象とすることが可能です。

※3 留学生を採用する際は多様な国籍であることに留意してください。また、支援を受けた留学生は、フェローシップ修了後、我が国の科学技術・イノベーションへ貢献することが期待されます。

・上記の補助対象経費において、使用できる経費の種類は、原則として別表に示すものとし、

・以下に示す経費は補助対象となりません。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 中高生及びその保護者のみを対象とした取組・ 施設の建設や改修に係る経費・ 保育所の整備、保育士の雇用等 |
|---|

(7) 重複申請の制限

「A 女性リーダー育成型」は申請機関における組織的な取組であることから、1機関につき1つの申請とし、2つ以上の申請を行うことはできません。なお、令和6年度以前に既に本事業（「調査分析」を除く。）に選定され、現在も事業期間が継続中の機関（「女性リーダー育成型」および「牽引型」における共同実施機関を含む。）からの申請については、既存事業の取組内容及び補助対象経費の計上について、明確に切り分けることができる範囲での申請を可能とします。ただし、事業計画及び実績報告時において、両事業における経費計上の切り分けが明確でないと判断された場合、補助金の充当ができない場合がありますので予めご留意ください。

また、博士後期課程在籍の女子学生へのフェローシップ制度を構築する場合、国立研究開発法人科学技術振興機構の「次世代研究者挑戦的研究プログラム」及び独立行政法人日本学術振興会の「特別研究員（DC）」をはじめとする、国費により支援を受けている学生に対する補助については、補助金を充当することはできませんので予めご留意ください。

3. 重複申請の制限（一覧）

過去に本事業に選定され、事業を実施している機関における申請についての制限は、以下のとおりです。

選定年度・類型		令和7年度公募（申請可：○、申請不可：×）
		女性リーダー育成型※
令和2年度	牽引型	○
	先端型	○
	特性対応型	○
	調査分析	○
令和3年度	牽引型	○
	先端型	○
	特性対応型	○
	調査分析	○
令和4年度	女性リーダー育成型	×
	特性対応型	○
	調査分析	○
令和5年度	女性リーダー育成型	×
	調査分析	○
令和6年度	女性リーダー育成型	×
	調査分析	○

※ 本事業の補助期間中に実施機関が国際卓越研究大学に認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され、助成の対象となる取組と本事業による支援に重複が生じないよう、重複する部分については本事業からの補助は行いません。

4. 審査方法

本補助金の交付先選定のための審査は、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）」において行います。

審査は、書面審査及び必要に応じて面接審査を行いますが、審査の過程で追加の資料を求める場合があります。審査方法や審査の観点については、「令和7年度ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ審査要領」を参照してください。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

5. 申請方法

本事業への申請に当たっては、下記の方法で行ってください。

(1) 申請書類

「A 女性リーダー育成型」：様式A 1～A 7

※A 7は該当機関のみ提出

※申請書類とは別に「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正）に基づく体制整備等自己評価チェックリスト及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）に基づく取組状況に係るチェックリストが提出されていることが必要です。（詳細は「7. 留意事項（3）、（7）」を参照。）

(2) 申請期限

令和7年5月16日（金）15:00（厳守）

(3) 提出方法

申請書類は、PDFファイルに変換していただき、電子メールで提出してください。郵送・持参・FAXによる申請書類の提出は受け付けませんが、電子メールでの提出が困難な場合はご相談ください。

なお、必要に応じて後日申請書類の原本を提出していただく場合がありますので、原本は申請機関において保管してください。

- ・送信メールの件名は、「【ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ】機関名」とし、「機関名」には申請機関の名称を記入してください。
- ・添付ファイル名には「機関名」を付し、罫線等のずれを防ぐため、必ずPDF形式のファイルで送信してください。
- ・メールサーバーの都合上、添付ファイルは合計10MB以下でお願いします。なお、容量を超える場合は、分割して送信してください。
- ・メール到着後、翌日中（土日祝日を除く。）に受領通知を送信者に対してメールで返信します。電子メール送付から2日以内（土日祝日を除く。）に受領通知が届かない場合は、速やかに連絡してください。

(4) 提出先

E-Mail：stpp-koubo@jst.go.jp（「@」は半角にしてください。）

(5) その他

- ・用紙サイズはA4縦判、横書きとし、正確を期すため、ワープロ等判読しやすいもので作成することとし、日本語で記載してください。カラーで作成することも可能としますが、審査等の際には白黒コピーで対応するため、白黒でも内容が判読できるようにしてください。
- ・提出された申請に係る書類については、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合も、差し替えや訂正は認めません。
- ・申請に係る書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れがあった場合、審査対象とされないこともあります。また、虚偽の記載があった場合は、選定後においても、選定が取り消されることがあります。この場合、虚偽の記載等を行った実施機関又は実施責任者について、一定期間本事業への参加を制限します（他の競争的研究費制度においても、参加が制限される場合があります。）。
- ・提出された申請に係る書類は返還しませんので、各機関において控えを保管してください。
- ・公平・公正な公募となるよう、公募期間中の問い合わせ及び相談等については国立研究開発法人科学技術振興機構（以下「科学技術振興機構」という。）のウェブサイト等を通じて等しく周知します。
- ・選定・不選定に関わらず、選定結果を申請者に対して通知します。選定された機関に対しては、別途、補助金交付申請手続に関する連絡を行います。
- ・選定された機関については、文部科学省のウェブサイト等を通じて公表します。

6. 取組の実施

- (1) 選定された取組の実施機関は、補助金を交付されている実施期間中、申請書類に即した年次計画及びこれに対応した経費の積算（以下「計画書等」という。）を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。これらについては、調整の結果、修正を求めることがあります。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においても、事業実施期間中は年次計画等を作成し、提出してください。
- (2) 補助金の交付等については、別に定める補助金の交付要綱等に基づき行います。
- (3) 実施機関は、計画書等に基づき取組を実施するほか、補助金を交付されている実施期間中、毎年度、取組の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。また、補助金の交付が終了した場合においても補助事業期間が終了するまでは、毎年度、本事業に係る取組・成果等のデータを提出していただく必要があります。なお、補助金の交付を受けない共同実施機関においては、文部科学省から、取組の進捗状況及び経費の使用実績について報告を求めることがあります。
- (4) 事業の実施に際しては、文部科学省及び科学技術振興機構プログラム主管（プログ

ラムオフィサー)が、現地調査の実施などにより進捗状況を把握します。

- (5) 実施機関は取組終了時(事業開始から7年度目)に、事業の実施状況等について成果報告書を速やかに作成し、科学技術振興機構を通じて文部科学省に提出してください。
- (6) 成果報告書等を基に、委員会において、取組終了年度の翌年度(事業開始から7年度目)に事後評価を実施します。評価に当たっては、書面審査及び必要に応じてヒアリング審査を行うこととします。また、文部科学省が別途指定する時期(3年度目)に中間評価を行う予定としています。
- (7) 実施機関は、平成30年度に国立大学法人大阪大学を代表機関として選定された「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(全国ネットワーク中核機関(群))」と協力し、事業実施による経験や知見の全国的な普及・展開等の各種取組を推進することが望まれますので、積極的な参画をお願いします。

7. 留意事項

(1) 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」、「科学技術人材育成費補助金交付要綱」及び「科学技術人材育成費補助金取扱要領」に基づいた適切な経理等を行わなければなりません。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類は当該交付を受けた年度の翌年度から5年間保存してください。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図るようにしてください。

(2) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要があります。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっています。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要です。

かかる観点から、機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて機関に照会を行うことがあります。

（3）安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、大量破壊兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まっています。そのため、研究機関が当該補助事業により各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、大量破壊兵器の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められます。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制※が行われています。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要があります。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守してください。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

※ 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っています。

貨物の輸出だけではなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を非居住者（特定類型（※2）に該当する居住者を含む。）に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要す

る技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照してください。

- ・ 経済産業省：安全保障貿易管理（全般）
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/>
- ・ 経済産業省：安全保障貿易ハンドブック
<https://www.meti.go.jp/policy/ampo/seminer/shiryo/handbook.pdf>
- ・ 一般財団法人安全保障貿易情報センター
<https://www.cistec.or.jp/index.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）
https://www.meti.go.jp/policy/ampo/law_document/tutatu/t07sonota/t07sonota_jishukanri03.pdf

(4) 国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第 2321 号の厳格な実施について」（令和 6 年 6 月 25 日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡）において依頼しているところですが、特に、決議第 2321 号主文 11 においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされています。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応いただくようお願いします。

安保理決議第 2321 号については、以下を参照してください。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第 2321 号 和訳（外務省告示第 463 号（平成 28 年 12 月 9 日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

(5) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく体制整備について

本事業の応募、研究実施等に当たり、研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和 3 年 2 月 1 日改正）※の内容について遵守する必要があります。研究機関においては、標記ガイドラインに基づいて、研究機関の責任の下、研究費の管理・監査体制の整備を行い、研究費の適切な執行に努めていただきますようお願いします。ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に

対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、以下の文部科学省ウェブページを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1343904_21.htm

(6) 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」への回答・提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関^(※1)では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制を整備すること、及びその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を提出することが必要です。（チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。）

このため、令和7年4月1日以降、文部科学省のウェブページの内容を確認の上、府省共通研究開発管理システム（以下、「e-Rad」という。）から令和7年度版チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入していただき、令和7年5月16日（金）までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課競争的研究費調整室へe-Radを利用して提出（アップロード）してください。

なお、令和6年度版のチェックリストを提出済みの研究機関は、上記にかかわらず申請が認められますが、こちらに該当する場合は、令和7年度版チェックリストに係る回答・提出手続きを令和7年12月1日までに行ってください。

この回答・提出に係る手続きは、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受け、当該資金の管理を行っている期間中は継続して行う必要があります。

また、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から競争的研究費等の配分を受けない機関については、チェックリストの回答・手続きは不要です。

以上の点を含め、本件の詳細については、以下の文部科学省ウェブサイト参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1324571.htm

注意) 上記URLは、令和6年度版チェックリストの案内ですので、令和7年4月1日以降、文部科学省ウェブサイト参照してください。

(※1) 提出には、e-Radの利用可能な環境が整っていることが必要になります。

e-Radへの研究機関登録には通常2週間を要しますので、十分に注意してください。e-Rad利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

なお、標記ガイドラインにおいて「情報発信・共有化の推進」の観点を盛り込んでいるため、不正防止に向けた取組について研究機関のウェブサイト等に掲載し、積極

的な情報発信を行っていただくようお願いします。

(7) 不正使用及び不正受給への対応

本事業に関する研究費等の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については以下のとおり厳格に対応します。

○研究費等の不正使用等が認められた場合の措置

(i) 交付決定の取消し等の措置

不正使用等が認められた課題について、補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、次年度以降の補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業の研究費等の不正使用等を行った研究者（共謀した研究者も含む。（以下「不正使用等を行った研究者」という。））や、不正使用等に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務に違反した研究者^{※2}に対し、不正の程度に応じて下記の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置、若しくは嚴重注意措置をとります。

※1「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

※2「善管注意義務に違反した研究者」とは、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務に違反した研究者のことを指す。

不正使用及び不正受給に係る 応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間 ^{※3} （原則、補助金等を返還した年度の翌年度から ^{※4} ）
1. 不正使用を行った研究者 及びそれに共謀した研究者	(1) 個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2) (1) 以外	① 社会への影響が大きく、 行為の悪質性も高いと 判断されるもの	5年
		② ①及び③以外のもの	2～4年
		③ 社会への影響が小さく、 行為の悪質性も低いと 判断されるもの	1年
2. 偽りその他不正な手段により研究費等を受給した研究			5年

者及びそれに共謀した研究者		
3. 不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反して使用を行った研究者		善管注意義務を有する研究者の義務違反の程度に応じ、上限2年、下限1年

※3 以下の場合には申請及び参加を制限せず、嚴重注意を通知する。

- ・ 1. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3. において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された場合

※4 補助金等を返還した当該年度についても、参加資格を制限する。

(iii) 不正事案の公表について

本事業において、研究費等の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、本事業への申請及び参加資格が制限された研究者については、当該不正事案の概要（研究機関名、不正が行われた年度、不正の内容、不正に支出された研究費の額、不正に関与した研究者数など）について、文部科学省において原則公表することとします。

また、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」においては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関においては同ガイドラインを踏まえて適切に対応してください。

※現在、文部科学省において公表している不正事案の概要については、以下のウェブサイト参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1364929.htm

(8) 競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

他省庁を含む競争的研究費制度※及び他の科学技術人材育成費補助金事業において、研究費の不正使用等により制限が行われた研究者については競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助金において応募資格が制限されている期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「競争的研究費制度及び他の科学技術人材育成費補助事業」について、現在継続実施中の制度の他、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含まれます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

※現在、具体的に対象となる競争的研究費制度については、以下のウェブページを参照してください。

【URL】 <https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/>

(9) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく体制整備について

研究機関は、本事業への申請及び研究活動の実施に当たり、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定) ※を遵守することが求められます。

標記ガイドラインに基づく体制整備状況の調査の結果、文部科学省が機関の体制整備等の状況について不備を認める場合、当該機関に対し、文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から配分される全ての競争的研究費の間接経費削減等の措置を行うことがあります。

※「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

(10) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストの提出について

本事業の申請に当たり、各研究機関は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリスト(以下「研究不正行為チェックリスト」という。)を提出することが必要です。(研究不正行為チェックリストの提出がない場合の申請は認められません。)

このため、令和 7 年 4 月 1 日以降、以下のウェブサイトの内容を確認の上、e-Rad から令和 7 年度版研究不正行為チェックリストの様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、令和 7 年 5 月 16 日(金)までに、文部科学省科学技術・学術政策局研究環境課研究公正推進室に、e-Rad を利用して提出(アップロード)してください。

なお、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストを提出している研究機関は、上記にかかわらず申請は認められますが、この場合は、令和 7 年度版研究不正行為チェックリストを令和 7 年 9 月 30 日までに提出してください。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関以外は、研究不正行為チェックリストの提出は不要です。

文部科学省及び文部科学省が所管する独立行政法人から予算の配分又は措置を受けて研究活動を行う機関は、当該研究活動を行っている間、毎年度 9 月 30 日(9 月 30 日が土日祝日の場合は、直前の営業日)までに研究不正行為チェックリストを提出することが必要です。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1420301_00005.html

※上記ウェブページは、令和 6 年度版研究不正行為チェックリストに関する内容ですので、令和 7 年度になりましたら、文部科学省のウェブページを参照してください。

※注意：なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となり

ます。e-Rad への研究機関登録には通常 2 週間程度を要しますので、十分に注意してください。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、以下のウェブページを参照してください。

【URL】 <https://www.e-rad.go.jp/organ/index.html>

(11) 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究活動における不正行為に対する措置について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、以下のとおり厳格に対応します。

(i) 交付決定の取消し等の措置

本事業の研究課題において、特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた場合、事案に応じて補助金の交付決定の取消し・変更を行い、補助金の全部又は一部の返還を求めます。また、翌年度以降の補助金の交付決定をしないことがあります。

(ii) 申請及び参加^{※1}の制限等の措置

本事業による研究論文・報告書等において、特定不正行為に関与した者や、関与したとまでは認定されなかったものの当該論文・報告書等の責任者としての注意義務を怠ったこと等により、一定の責任があると認定された者に対し、特定不正行為の悪質性等や責任の程度により、以下の表のとおり、本事業への申請及び参加資格の制限措置を講じます。

また、申請及び参加資格の制限措置を講じた場合、他の文部科学省及び文部科学省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度等（以下「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」という。）の担当、他府省及び他府省所管の独立行政法人が配分する競争的研究費制度（以下「他府省関連の競争的研究費制度」という。）の担当に情報提供することにより、他の文部科学省関連の競争的研究費制度において、同様に、申請及び参加資格が制限される場合があります。

（※1）「申請及び参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、共同研究者等として新たに研究に参加すること、進行中の研究課題（継続課題）への研究代表者又は共同研究者等として参加することを指す。

特定不正行為に係る応募制限の対象者		特定不正行為の程度	応募制限期間
特定不正行為に関与した者	1. 研究の当初から特定不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年

2. 特定不正行為があった研究に係る論文等の著者	当該論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらのものと同等の責任を負うと認定されたもの）	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く特定不正行為に関与した者			2～3年
特定不正行為に関与していないものの、特定不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

(iii) 他の競争的研究費制度等及び基盤的経費で申請及び参加資格の制限が行われた研究者に対する措置

他の文部科学省関連の競争的研究費制度等や国立大学法人、大学共同利用機関法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成金等の基盤的経費、他府省関連の競争的研究費制度による研究活動の特定不正行為により申請及び参加資格の制限が行われた研究者については、その期間中、本事業への申請及び参加資格を制限します。

「他の文部科学省関連の競争的研究費制度等」、「他省庁関連の競争的研究費制度」については、令和7年度以降に新たに公募を開始する制度も含みます。なお、令和6年度以前に終了した制度においても対象となります。

(iv) 不正事案の公表について

本事業において、研究活動における不正行為があった場合、当該事案の内容（不正事案名、不正行為の種別、不正事案の研究分野、不正行為が行われた経費名称、不正事案の概要、研究機関が行った措置、配分機関が行った措置等）について、文部科学省において原則公表します。

また、標記ガイドラインにおいては、調査の結果、不正を認定した場合、研究機関は速やかに調査結果を公表することとされていますので、各機関において適切に対応してください。

※現在文部科学省において公表している不正事案については、以下のウェブサイトを参照してください。

【URL】 https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/1360483.htm

(12) 研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修義務について

本事業へ参画する研究者等は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講することになります。

提案した取組が選定された後、交付手続きを行う当該年度中に、実施責任者※は、参画する研究者等全員が研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認したという文書を提出することが必要です。

※実施責任者とは、基本的には研究機関の代表者又は本事業における責任者を想定しています。

(参考様式)

令和〇年〇月〇日

文部科学大臣 殿

〇〇大学長

〇〇 〇〇

研究倫理教育及びコンプライアンス教育の履修確認について

本事業に参画する研究者等全員が、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」にて求められている研究活動における不正行為を未然に防止するための研究倫理教育及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」にて求められているコンプライアンス教育を受講し、内容を理解したことを確認しました。

(13) 関係法令等に違反した場合の措置

関係法令・指針等に違反し、取組を実施した場合には、当該法令等に基づく処分・罰則の対象となるほか、補助金の交付をしないことや、補助金の交付を取り消すことがあります。

(14) 研究設備・機器の共用促進について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)や「統合イノベーション戦略2024」(令和6年6月4日閣議決定)において、研究機器・設備の整備・共用化促進や、組織的な研究設備の導入・更新・活用の仕組み(コアファシリティ化)の確立、共用方針の策定・公表等が求められています。

文部科学省においては、大学等における研究設備・機器の戦略的な整備・運用や共用の推進等を図るため、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を令和4年3月に策定しました。

これらを踏まえ、本事業により購入する研究設備・機器について、特に大型で汎用性のあるものについては、所属機関・組織における共用システムに従って、当該研究課題の推進に支障ない範囲での共用、他の研究費等における管理条件の範囲内において、他の研究費等により購入された研究設備・機器の活用、複数の研究費の合算による購入・共用などに積極的に取り組んでください。その際、最新の研究設備・機器の活用による研究力強化のためにも、プロジェクト期間中でも共用化が可能であることを認識し、一層の共用化を検討することが重要です。なお、共用機器・設備としての管理と当該研究の研究目的の達成に向けた使用とのバランスを取る必要に留意してください。

また、大学共同利用機関法人自然科学研究機構において全国的な設備の相互利用を目的として実施している「大学連携研究設備ネットワーク」、各大学等において「新たな共用システム導入支援プログラム」や「コアファシリティ構築支援プログラム」等により構築している共用システムとも積極的に連携を図り、研究組織や研究機関の枠を越えた研究設備・機器の共用を促進してください。

- 「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(R3. 3. 26 閣議決定)
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf
- 「統合イノベーション戦略2024」(R6. 6. 4 閣議決定)
https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2024_zentai.pdf
- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」(R4. 3 策定)
https://www.mext.go.jp/content/20220329-mxt_kibanken01-000021605_2.pdf
【参考：概要版 YouTube】https://youtu.be/x29hH7_uNqo
- 「大学連携研究設備ネットワーク」
<https://chem-eqnet.ims.ac.jp/>
- 「新たな共用システム導入支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/sinkyoyo.html>
- 「コアファシリティ構築支援プログラム」
<https://www.jst.go.jp/shincho/program/corefacility.html>

(15) 博士課程学生の処遇の改善について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」(令和3年3月26日閣議決定)においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生、特に博士後期課程学生に対する経済的支援を充実すべく、生活費相当額を受給する博士後期課程学生を従来の3倍に増加すること(博士後期課程在籍学生の約3割が生活費相当額程度を受給することに相当)を目指すことが数値目標として掲げられ、「競争的研究費や共同研究費からの博士後期課程学生に対するリサーチアシスタント(RA)としての適切な水準での給与支給を推進すべく、各事業及び大学等において、RA等の雇用・謝金に係るRA経費の支出のルールを策定し、2021年度から順次実施する。」とされてお

り、各大学や研究開発法人における RA 等としての博士課程学生の雇用の拡大と処遇の改善が求められています。

さらに、「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」（令和2年12月3日科学技術・学術審議会人材委員会）においては、博士後期課程学生について、「学生であると同時に、研究者としての側面も有しており、研究活動を行うための環境の整備や処遇の確保は、研究者を育成する大学としての重要な責務」であり、「業務の性質や内容に見合った対価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うなど、その貢献を適切に評価した処遇とすることが特に重要」、「大学等においては、競争的研究費等への申請の際に、RA を雇用する場合に必要な経費を直接経費として計上することや、RA に適切な水準の対価を支払うことができるよう、学内規程の見直し等を行うことが必要」とされています。

これらを踏まえ、本事業において、研究の遂行に必要な博士課程学生を積極的に RA 等として雇用するとともに、業務の性質や内容に見合った単価を設定し、適切な勤務管理の下、業務に従事した時間に応じた給与を支払うこととしてください。また、本事業へ応募する際には、上記の博士課程学生への給与額も考慮した資金計画の下、申請を行ってください。

（留意点）

- ・「第6期科学技術・イノベーション基本計画」では博士後期課程学生が受給する生活費相当額は、年間180万円以上としています。さらに、優秀な博士後期課程学生に対して経済的不安を感じることなく研究に専念できるよう研究奨励金を支給する特別研究員（DC）並みの年間240万円程度の受給者を大幅に拡充する等としています。
- ・「ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン」では、研究プロジェクトの遂行のために博士後期課程学生を雇用する場合の処遇について、「競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、2,000円から2,500円程度※の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。」と示しています。

（※）競争的研究費等で雇用される特任助教等の平均的な給与の額等を勘案すると、博士後期課程の場合2,000円から2,500円程度の時間給の支払いが標準的となるものと考えられる。

（令和2年8月に公表された「研究大学の教員の雇用状況に関する調査（速報版）」において、特任助教の給料月額の中値が存在する区分（40万円以上45万円未満）の額について、休日等を除いた実労働日（19日～20日）の勤務時間（7時間45分～8時間）で除した上で、博士後期課程学生の身分であることを考慮して0.8を乗じることにより算定。）

- ・具体的な支給額・支給期間等については、研究機関にて御判断いただきます。上記の水準以上又は水準以下での支給を制限するものではありません。
- ・学生を RA 等として雇用する際には、過度な労働時間とならないよう配慮するとともに、博士課程学生自身の研究・学習時間とのバランスを考慮してください。

(16) URA等のマネジメント人材の確保について

「第6期科学技術・イノベーション基本計画」（令和3年3月26日閣議決定）において、URA等のマネジメント人材が魅力的な職となるよう、専門職としての質の担保と処遇の改善に関する取組の重要性が指摘されています。また「研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ」（令和2年1月23日総合科学技術・イノベーション会議）においても、マネジメント人材やURA、エンジニア等のキャリアパスの確立の必要性が示されています。

これらを踏まえ、本事業により、URA等のマネジメント人材を雇用する場合には、事業実施期間を任期の長さとして確保するよう努めるとともに、他の外部資金の間接経費や基盤的経費、寄附金等を活用すること等によって可能な限り短期間とならないよう一定期間の任期を確保するよう努めてください。

あわせて、当該マネジメント人材のキャリアパスの確保に向けた支援として、URA研修等へ参加させるなど積極的な取組をお願いします。また、当該取組への間接経費の活用も検討してください。

さらに、本事業では、事業実施期間終了後の自立的な運営に向けた取り組みを求めていることから、当該マネジメント人材と有期の雇用契約を締結している場合には、適切な評価等によって無期の雇用契約とするなど、当該マネジメント人材が安定的な職を得られる仕組みの導入が望まれます。

8. 問い合わせ先

本事業に関する問い合わせ先等は、以下のとおりです。

また、文部科学省及び科学技術振興機構のウェブサイトも参照してください。なお、公募開始後、公募要領や様式等に変更が生じる場合には、当該ウェブサイトでも周知します。

【URL】（公募情報、公募要領のダウンロード等）

科学技術振興機構：<https://www.jst.go.jp/shincho/koubo/>

<事業内容全般に関する問い合わせ先>

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課

人材政策推進室 基礎人材推進第一・第二係

電話：03-6734-4021

E-mail：kiban@mext.go.jp

<書類作成・提出に関する問い合わせ先>

〒102-8666 東京都千代田区四番町5-3 サイエンスプラザ

科学技術振興機構 人財部 科学技術イノベーション人材育成室

受託業務グループ

科学技術人材育成費補助事業 審査担当

電話：03-5214-3404（代）

E-mail：stpp-koubo@jst.go.jp

9. スケジュール（予定）

- ・ 公 募 締 切 り： 令和7年5月16日（金）15：00（厳守）
- ・ 公募に係る説明資料の掲載： 令和7年3月中旬
- ・ 審 査： 令和7年6月下旬～8月上旬
- ・ 選 定 結 果 の 通 知： 令和7年8月下旬
- ・ 交 付 申 請 等： 令和7年9月上旬
- ・ 交 付 決 定： 令和7年10月上旬

※この公募は、令和7年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況等によっては、事業規模やスケジュール等を変更する場合があります。

(別表)

費 目	種 別	備 考
設備備品費		設備備品（資産）を取得、製造する又は効用を増加させるための経費 ※設備備品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。 。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません（定義は機関の規程等によるものとします。）。
人件費		雇用契約等を締結し事業に従事する者に、その労働の対価として支払うための経費。雇用主が負担するその法定福利費 ※人件費の算定に当たっては、機関の給与規程等によるものとします。
事業実施費	消耗品費	設備備品費に該当しない物品の購入経費 ※消耗品の定義・購入手続は機関の規程等によるものとします。
	国内旅費	国内での出張に係る経費。国内の外部協力者（実施機関に所属する者を除く）の招へいに係る旅費を含みます。 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国旅費	外国での出張（国内の移動を含む）に係る経費 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	外国人等招へい旅費	外国からの研究者等の招へいに係る経費 ※旅費の算定に当たっては、機関の旅費規程等によるものとします。
	諸謝金	外部協力者（実施機関に所属する者を除く）に対する会議への出席謝金、講演等に対する謝金 ※謝金の算定に当たっては、機関の謝金支給規程等によるものとします。
	会議開催費	学外者を含めた会議等に係る必要最低限の飲食代 ※飲食代等の支給に当たっては、各機関の規程等に従い必要最低限とします。ただし、アルコール類については補助金からは支出できません。
	通信運搬費	物品の運搬、データ通信に係る経費
	印刷製本費	資料等の印刷、製本に係る経費
	借損料	会議会場の借料、物品等の借損及び使用料に係る経費
	雑役務費	データ分析、ソフトウェア開発等の役務の提供に係る経費
	委託費	業務の一部の委託に係る経費
	光熱水費	本事業の実施に必要なとなる光熱水費 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。
		研究専念支援経費

令和7年度

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ

【女性リーダー育成型】

審査要領

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和7年3月

1. 審査体制

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「本事業」という。）の業務委託先において、有識者等によって構成されるダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ委員会（以下「委員会」という。）を設置し、審査を行います。

本事業の審査は、委員会の各委員による書面審査及び必要に応じて行う面接審査とその後の委員の合議により行います。

選定機関は、文部科学省において、委員会の審査結果を踏まえ、決定します。

2. 審査方法

(1) 書面審査

- ・書面審査は、委員会の委員（以下「委員」という。）が申請のあった機関（以下「申請機関」という。）から提出された申請書に基づき、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。
- ・委員は、審査に必要な場合、申請機関に対して追加資料の提出を求めることができることとします。

(2) 面接審査

- ・面接審査は、必要に応じて、機関がプレゼンテーションを行い、その後、質疑応答を行うこととします。
- ・委員は、面接審査に際し、後述の「3. 審査の観点」について、審査を行い採点します。

(3) 合議審査

- ・審査の結果に基づき、委員が合議を行い、選定候補の機関を決定します。
- ・委員会は、申請書の内容修正等を条件として、選定候補の機関とすることができることとします。

(4) 選定機関の決定

- ・文部科学省において、選定予定件数並びに事業全体での予算額を踏まえ、委員会の審査結果の原則上位から選定機関を決定します。
- ・ただし、多様な機関における取組を促進する観点から、女性リーダー育成型において審査結果が同等の場合、過去に本事業及び本事業と同様の趣旨の事業^{※1}に選定されたことのない機関からの提案を優先することがあります。また、選定予定機関に分野・地域特性等の偏りが見られると審査委員会において判断された場合にも、多様性を促進する観点から、審査結果が同等の場合、分野・地域等を考慮して提案を選定することがあります。

※1. 女性研究者支援モデル育成、女性研究者研究活動支援事業、女性研究者養成システム改革加速、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（以下「女性研究者研究活動支援事業等」という。）

- ・なお、委員会の審査において、申請計画の特定の取組について指摘があった場合には、

配分額を減額することがあります。

3. 審査の観点

<女性リーダー育成型>

(1) 目標・行動計画の妥当性、効率性

① 目標の妥当性

- ・ 設定した目標は、学長・副学長等や教授・准教授等の上位職への積極登用等女性の活躍促進にあたって、挑戦的・野心的な数値目標（※）となっているか。
- ・ 設定した目標は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けた機関全体の目標となっているか。
- ・ 設定した目標は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期目標や、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）における当該事業主行動計画、さらには、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略のそれぞれと関連しているものとなっているか。
- ・ 申請機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定されたことのある機関である場合、当該事業を通じて得られた成果を更に発展させる、意欲的かつ具体的な目標になっているか。

（申請機関が過去に女性研究者研究活動支援事業等に選定されたことのある機関については、上記の観点を特に重視することとします。）

※例えば、第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画で政府目標として掲げている以下の目標値を大幅に上回るような、機関としての飛躍的な目標値を設定することなど。

- ・ 大学における女性研究者の新規採用割合について、2025年までに、理学系20%、工学系15%、農学系30%、医学・歯学・薬学系合わせて30%、人文科学系45%、社会科学系30%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- ・ 大学教員のうち、教授等（学長、副学長及び教授）に占める女性割合として早期に20%、2025年までに23%の目標値が設定されています。（第5次男女共同参画基本計画及び第6期科学技術・イノベーション基本計画）
- ・ 40歳未満の大学本務教員の数を1割増加させるとともに、将来的に、我が国全体の大学本務教員に占める40歳未満の教員の割合が3割以上となることを目指すとされています。（第6期科学技術・イノベーション基本計画）

②行動計画の妥当性・効率性

- ・各年度の行動計画は、上記①の目標達成に向けて挑戦的かつ野心的で具体的であり、達成可能な計画が提案されているか。
- ・先進的な他機関との連携や、本補助金のみならず企業や海外ファンディング機関等の外部資金の活用など、支援する補助金に限らない総合的な計画であるか。
- ・各年度の行動計画は、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における当該法人の中期計画に明確に位置付けられたものとなっているか。また、女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）における当該事業主行動計画や、申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略と関連したものとなっているか。
- ・各年度の行動計画は、当該機関全体の組織的な体制のもとに行うこととされているか。
- ・各年度の行動計画は、女性研究者の活躍推進に加え、女性研究者を含む若手研究者の育成・確保をはじめ総合的なキャリアマネジメントに向けたものとなっているか。
- ・資金規模と取組の内容のバランスが取れているか（費用対効果は適切なものと言えるか）。
- ・補助期間（５年間）及び補助事業期間（６年間）の終了後の持続性・継続性も考慮し、実現可能な規模・内容となっているか。
- ・国の基本計画に掲げる目標値（上記（１）①）の達成への寄与が期待できるものとなっているか。

（２）取組内容の妥当性、期待される成果

- ・女性研究者の採用や上位職への登用に向けた、具体的かつ効果的な取り組みが提案されているか。（特に当該機関における課題に対応した取組が提案されているか。）
- ・上記取組を行うことにより、女性研究者の研究力強化による研究業績の向上を通じたリーダー育成の効果や、上位職登用の増加への寄与が期待できるか。
- ・取組内容や期待される成果が、単に資金の投下のみにより実現されるものではなく、知見の提供や仕組構築の支援等として他の機関へ移転可能なものかどうか。
- ・上記取組を行うことにより、国の基本計画で設定された目標値（上記（１）①）の達成への寄与が期待できるか。

（３）補助期間及び補助事業期間の終了後における継続性

- ・補助期間（５年間）及び補助事業期間（６年間）の終了後において、取組の持続性・継続性を確保し得る体制や明確な計画が設定されているか。

4. その他

(1) 審査の開示・非開示

- ・委員会の会議及び会議資料については、非公開とします。
- ・審査の途中経過についての問い合わせには、一切応じられません。
- ・選定機関については、決定後、文部科学省のホームページ等を通じて公表します。
- ・委員の氏名については、各年度における本事業に係る審査及び評価が終了した時点で公表します。

(2) 委員の遵守事項

①利害関係者の排除

- ・申請された機関や取組と利害関係のある委員は、本事業の業務委託先に設置する事務局にその旨を申し出ることとし、当該申請の審査に加わることができないこととします。また、当該申請の採否の議決にも加わることができないこととします。

<利害関係の範囲>

- ・委員が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員と親族関係にある者が申請された取組の参加者となっている場合
- ・委員が、申請機関（共同実施機関を含む。）に専任又は兼任の役員、職員、教員等として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・委員が中立・公正に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

②秘密保持

- ・委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び申請機関の審査内容に係る情報については、外部に漏洩してはなりません。また、委員として取得した情報（申請書類等の各種資料を含む。）は、厳重に管理しなければなりません。

(様式A1)

ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ（女性リーダー育成型）
申請の概要

1. 申請取組 **※斜体は印刷不要です。申請時には削除してください。**
また、申請書の作成に当たって、本様式に示される表の行の高さは記述量に応じて適宜変更することができますが、極力、列の幅の変更はしないでください。

プログラムの名称	※申請する取組の名称を記載してください。女性研究者の活躍促進に係る目標を示す提案のタイトルを記載してください。
申請機関名 総括責任者名	※機関の長（学長、理事長、機構長等）が、総括責任者として申請を行ってください。
共同実施機関	※共同申請の場合は、共同実施機関名を記載してください。
実施予定期間	令和7年度～令和12年度 ※初年度は、取組の選定以降の実施となります。
実施予定所要見込額	【所要見込額】 令和7年度：総額：○百万円（うち自己負担額 ○百万円） 令和8年度：総額：○百万円（うち自己負担額 ○百万円） 令和9年度：総額：○百万円（うち自己負担額 ○百万円） 令和10年度：総額：○百万円（うち自己負担額 ○百万円） 令和11年度：総額：○百万円（うち自己負担額 ○百万円） 令和12年度：総額：○百万円（自己負担額） 総 額： ○百万円（うち自己負担額 ○百万円） ※様式A4から転記してください。
目標・行動計画の設定	女性研究者等の活躍促進及び上位職登用の推進に向けた目標・行動計画について記入してください。（女性研究者のみならず若手研究者の育成・確保に係る総合的なキャリアマネジメントに向けた目標についても記入してください。） 当該目標・行動計画が、①国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人における中期目標・中期計画、また、②女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関（上記法人を含む。）における当該事業主行動計画、③申請機関における機関として策定・公表している中長期的な戦略のそれぞれに関連していることを明記してください。 ※関連する目標や計画の該当部分を抜粋した上で、本申請書の参考資料として添付してください。

(申請機関名：)

<p>取組の概要 (400字以内)</p>	<p>女性研究者等の活躍促進及び上位職登用の推進に向けて、どのような取組を実施するのかについて記入してください。</p> <p>※様式A2の2の記述内容との整合性を確保してください。</p> <p>※過去に「女性研究者支援モデル育成」、「女性研究者研究活動支援事業」、「女性研究者養成システム改革加速」、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」のいずれかの事業に選定された機関については、その実績を踏まえつつ、更に発展的にどのような取組を行うのか、記載してください。</p> <p>※第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）や第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、女性研究者の採用等に係る目標が定められていることを踏まえ、これらの目標の達成に寄与すると期待できる取組について、特に重点的に記載してください。</p>
---------------------------	--

(申請機関名：)

2. 総括責任者

総括責任者	ふりがな 氏名			
	研究者番号			
	所属機関名			
	役職名			
当該取組における機関全体の実施責任者	ふりがな 氏名			
	研究者番号			
	役職名			
当該取組における機関全体の事務連絡担当者 <small>(当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)</small>	ふりがな 担当者名		役職名	
	所属組織・部署名			
	事務連絡先 <small>(当該担当者に審査結果等すべての連絡をいたします)</small>	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇		
		TEL.	FAX.	
		E-mail:		
機関における経理管理責任者	ふりがな 責任者名		役職名	
	所属組織・部署名			
当該取組における機関全体の経理管理担当者	ふりがな 担当者名		役職名	
	所属組織・部署名			
	事務連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県 〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇		
		TEL.	FAX.	
	E-mail:			

※共同申請の場合は、機関ごとに作成してください。

(申請機関名 :)

(様式A2)

取組内容・詳細

○申請機関名 「
○プログラム名 「
(実施予定期間： 令和7年度～令和12年度)

以下の項目ごとに整理して記述してください。なお、枚数制限は設けませんが、簡潔かつ明瞭に記述してください。

1. 実施体制

(記述内容)

※実施機関における特別の支援組織の体制と当該組織の機関内の位置付けがわかる図も添付してください。その際、意思決定プロセスやマネジメント構造や既存組織との関係がわかるようなものとしてください。

2. 目標・行動計画及びそれらに基づく取組の内容

(記述内容)

(1) 目標の内容

※教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するための、挑戦的・野心的数値目標の前提となる現状分析と、上位職登用の推進のみならず、女性研究者の活躍促進及び若手研究者の育成・確保に係る総合的なキャリアマネジメントに向け、機関が組織として設定した目標について、それぞれ具体的に記載してください。部局あるいは分野ごとの目標値も定めている場合は、記載してください。

※過去に「女性研究者支援モデル育成」、「女性研究者研究活動支援事業」、「女性研究者養成システム改革加速」、「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」のいずれかの事業に選定された機関については、その実績を踏まえつつ、更に発展的にどのような取組を行うのか、記載してください。

※第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）や第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）において、女性教員の上位職登用や女性研究者の採用、若手研究者の数や割合等に係る目標が定められていることを踏まえ、これらの目標の達成に寄与すると期待できる取組について、特に重点的に記載してください。

※各機関における当該目標の達成を可能とする根拠（バックデータ等）も記載してください。

(2) 上記目標を達成するための行動計画の内容

※行動計画に定められた取組の内容を具体的に記載してください。また、それが達成

(申請機関名：)

可能なものであるかについてもそれぞれ記載してください。

(3) 具体的な取組の内容

・ダイバーシティ研究環境整備のための取組

※当該取組について（共同申請であれば機関ごとに）記載してください。特に、実施する取組により、女性研究者の採用、上位職登用、研究と家庭との両立、又は、研究中断又は離職からの復帰・復職など、どのような効果が期待されるか分かるように記載してください。

・女性研究者の研究力向上のための取組とそれを通じたリーダー育成のための取組

※当該取組について共同申請であれば機関ごとに記載してください。

・女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組

※共同申請であれば機関ごとに記載してください。教授・准教授等の上位職への女性研究者の登用を推進するために掲げた挑戦的・野心的な数値目標を達成させるために、どのような取組を実施し、どのような効果が期待されるのかを具体的に記載してください。

3. 実施期間終了後の取組

※科学技術人材育成費補助金による支援終了後、女性研究者の研究活動の支援体制をどのようにして維持、発展させようとするのかについて記述してください。

4. 女性研究者の研究活動支援に関する過去の取組状況

5. 関連する取組状況

※「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき各機関で事業主行動計画を策定している場合、事業主行動計画で定める計画と本事業の目標・計画等との関連性、事業主行動計画を踏まえた、本事業における取組等について記入してください。その場合、事業主行動計画を参考資料として添付してください。（事業主行動計画が A4 用紙で複数ページになる場合は、1 ページに要約して添付してください。）このほか、女性研究者支援に資する特筆すべき目標や取組があれば記述してください。

※厚生労働省等の補助金により女性研究者支援に取り組んでいるものがあれば補助金名と取組概要を記述してください。

6. 在籍する教員・研究員の総数（令和6年5月1日現在）。

※（ ）に内数として女性の人数を記入。

※「教授相当」、「准教授相当」、「講師相当」、「助教相当」については、平成28年度学校教員統計調査（文部科学省）における本務教員の定義を基準とします。また、「研究員」は上記本務教員の定義に含まれる「学長（校長）、副学長、教授、准教授、講

（申請機関名： ）

師、助教、助手」以外の役職で雇用されている研究者（ポストドクター等）としま
す。

	人文	社会	理学	工学	農学	医学	歯学	薬学
教授相当	○人 ()人							
准教授相当	○人 ()人							
講師相当	○人 ()人							
助教相当	○人 ()人							
研究員	○人 ()人							

	保健 (※)	商船	家政	教育	芸術	その他
教授相当	○人 ()人					
准教授相当	○人 ()人					
講師相当	○人 ()人					
助教相当	○人 ()人					
研究員	○人 ()人					

※医学、歯学、薬学を除いたもの（看護学等）

※共同申請の場合、それぞれの機関について個別に作成してください。

(申請機関名：)

(様式A3)

年次計画概要

○申請機関名 「
 ○プログラム名 「
 (実施予定期間： 令和7年度～令和12年度)

取組内容	1年度目	2年度目	3年度目	4年度目	5年度目	6年度目
(例) ○ダイバーシティ研究環境整備のための取組 ○女性研究者の研究力向上のための取組 ○女性研究者の上位職への積極登用に向けた取組						
<p>※いつ、どのような取組を実施するのかを記載してください。 ※本様式に掲げる目標・計画についても、以下の計画等と関連していることを要件とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国立大学法人、大学共同利用機関法人及び独立行政法人については、当該法人の中期目標・中期計画 ・ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を策定している機関(上記法人を含む。)については、当該計画 ・ その他機関における中長期的な戦略(機関として策定・公表しているもの) 						
研究者採用者数 研究者在職者数 ※男女の合計数とする。	○人(うち、教員○人) ○人(うち、教員○人)	○人(うち、教員○人) ○人(うち、教員○人)	<p>※研究者数について、6.に記載した「教授相当」、「准教授相当」、「講師相当」、「助教相当」及び「研究員」について記載し、内数として教員(「教授相当」、「准教授相当」、「講師相当」、「助教相当」)の数を記載してください。</p>			
女性研究者採用比率	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	<p>※第6期科学技術・イノベーション基本計画(令和3年3月26日閣議決定)や第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)を踏まえ、分野ごとの採用比率の目標を定めている場合は、別紙(様式自由)に記載し、添付してください。</p>			
女性研究者在職比率	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)	○% (教授相当○%、准教授・講師相当○%、助教相当○%、研究員○%)
役員等の状況 ※部局長相当とは、学部長・研究科長相当職とする。	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)	学長相当○人 (うち女性○人) 副学長・理事相当○人 (うち女性○人) 部局長相当○人 (うち女性○人)

※下欄の採用者数、在籍者数、各比率については、共同申請の場合は機関ごとに欄を追加し、記入してください。

(申請機関名：)

(様式A4)

所要経費の見込額

○申請機関名 「 」
○プログラム名 「 」
(実施予定期間： 令和7年度～令和12年度)

1. 所要見込額

単位：
(円)

年 度	令和7年度 (1年度目)	令和8年度 (2年度目)	令和9年度 (3年度目)	合計金額 (1～3年度目)
所要見込額				
補助金額				
自己負担額				
設備備品費				
補助金額				
自己負担額				
人件費				
補助金額				
自己負担額				
事業実施費				
補助金額				
自己負担額				
年 度	令和10年度 (4年度目)	令和11年度 (5年度目)	令和12年度 (6年度目)	合計金額 (4～6年度目)
所要見込額				
補助金額			-	
自己負担額				
設備備品費				
補助金額			-	
自己負担額				
人件費				
補助金額			-	
自己負担額				
事業実施額				
補助金額			-	
自己負担額				

注) 上記記載の金額は、あくまで計画であり、毎年度交付される補助金額を担保するものではありません。また、令和8年度以降の補助金については、財政事情等により減額する場合があります。

注) 所要見込額には、機関としての取組全体に要する経費の金額を記載してください。そのうち補助金で充当する範囲の取組に係る経費の金額を補助金額に記載し、それ以外の経費の金額を自己負担額に記載してください。なお、自己負担額に計上した経費に補助金を充当することはできません。

(申請機関名：)

2. 令和7年度所要額の内訳

機関名： _____

所要見込額		所要見込額の内訳	
		補助金額	自己負担額
A (円)		B (円)	A - B (円)
経費の内容	金額 (円)	積算内訳 (円)	
設備備品費		※ 記入例 【支援室経費分】 書庫 一式 〇〇円 ※設備備品(資産)の定義は、機関の規程等によるものとします。 ※不動産及び不動産附帯設備の購入はできません(定義は機関の規程等によるものとします)。	
人件費		※ 記入例 【支援室経費分】 ・コーディネーター等雇用 〇人×〇円×〇月=〇円 【活動支援経費分】 ・研究支援者雇用 〇人×〇円×〇時=〇円	
事業実施費 (消耗品費) (国内旅費) (外国旅費) (外国人等招へい旅費) (諸謝金) (会議開催費) (通信運搬費) (印刷製本費) (借損料) (雑役務費) (委託費) (光熱水費) (研究専念支援経費)		※ 記入例 【支援室経費分】 〈消耗品〉消耗品一式 〇円 〈通信運搬費〉インターネット利用料 〇ヶ月×〇円 〈借損料〉コンピュータ借料 〇円×〇台=〇円 〈雑役務費〉HP維持管理一式 〇円 ※ (うち自己負担額 〇円) 〈光熱水費〉電気料金 〇ヶ月×〇円=〇円 ※本事業に関係しない光熱水費については、補助金で支払うことができないので、算出根拠を明確にしておいてください。 【活動支援経費分】 〈消耗品〉消耗品一式 〇円 〈国内旅費〉シンポジウム参加 〇人×〇円(〇〇県)=〇円 〈外国旅費〉〇人×〇円(〇〇国)=〇円 〈外国人等招へい旅費〉〇人×〇円(〇〇国)=〇円 〈諸謝金〉意識啓発研修会講師 〇人×〇円=〇円 〈会議開催費〉飲食物等 〇人×〇円=〇円 ※会議で供給する飲食物等は、各機関の規程等に従い必要最低限のものとしてます。ただし、アルコール類については、補助金からは支出できません。 〈印刷製本費〉意識啓発研修会配付資料 〇円×〇〇部=〇円 〈借損料〉複写機借料 〇円×〇月=〇円	
合計金額	A	(※うち自己負担額の合計 〇円)	

- 注1) 自己負担額がある場合には、「積算内訳」の該当する経費の横に※印を付し、自己負担額を()書きしてください。
 2) 所要経費について、公募要領の別表を参考にして経費別に見込額を記入してください。
 3) 補助金を除く申請内容の実施に必要な経費は、審査の対象となります。

(申請機関名： _____)

(様式A5)

令和7年度「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」申請機関における女性研究者の採用・登用目標について<女性リーダー育成型>

【機関名】〇〇大学

<全体>

○在職計画

	対象者	現状(R6. 5. 1)			目標(R12年度)			中期計画	行動計画	その他戦略	備考
		総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率				
	全体			0.0%			0.0%				
	うち自然科学系			0.0%			0.0%				

○採用計画

	対象者	現状(R6年度)			目標(R7~R12年度)			目標(R12年度)			中期計画	行動計画	その他戦略	備考
		採用数	うち女性	女性比率	採用総数	うち女性	女性比率	採用数	うち女性	女性比率				
	全体			0.0%			0.0%			0.0%				
	うち自然科学系			0.0%			0.0%			0.0%				

<指導的地位(上位職)>

○在職計画

	対象者	現状(R6. 5. 1)			目標(R12年度)			中期計画	行動計画	その他戦略	備考
		総数	うち女性	女性比率	総数	うち女性	女性比率				
	全体			0.0%			0.0%				
	うち自然科学系			0.0%			0.0%				

○登用計画

	対象者	現状(R6年度)			目標(R7~R12年度)			目標(R12年度)			中期計画	行動計画	その他戦略	備考
		登用数	うち女性	女性比率	登用総数	うち女性	女性比率	登用数	うち女性	女性比率				
	全体			0.0%			0.0%			0.0%				
	うち自然科学系			0.0%			0.0%			0.0%				

令和7年度「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」
様式A5記入要領

- 本様式は、令和7年度「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ」の審査に際して、各機関の女性研究者の採用・在職・登用等に関する目標に関するものを簡潔に参照できるようにするためのものです。
- このため、各申請機関は、実績に係る数値（現状）を適宜補いつつ、申請書様式A1～A4（女性リーダー育成型の場合）に記載する数値（目標）に基づき記入してください。

<記入方法>

【共通項目】

- 【機関名】欄には、申請機関名を記入してください。
- 女性リーダー育成型を申請する場合は様式A5を作成してください。なお、女性リーダー育成型について、共同申請の場合は各申請に係る代表機関及び全ての共同実施機関について、機関ごとに別様で作成してください。
- 各表の項目について、上段には対象者に係る機関全体に関する数値（現状、目標）、下段には内数として自然科学系（※）に関する数値（現状、目標）を記入してください。
なお、自然科学系に係る目標を定めていない場合、下段の「目標」欄には「－」を記入してください。当該場合であっても、下段の「現状」欄には、可能な限り数値（現状）を記入し、記入が困難な場合には、当該欄にも「－」を記入した上で、「備考」欄に記入が困難な理由を簡潔に記入してください。
※ 理学、工学、農学、保健（医学、歯学、薬学、その他）の専門分野を有する者に係るもの。
- 「中期計画」欄には、各表の該当する対象者の「目標」欄に記入した数値（目標）に関連して、
国立大学法人、大学共同利用機関法人、独立行政法人については、中期目標・中期計画における記載状況について、以下の凡例に沿って記入してください。
<凡例> ◎：数値目標を含めて、関連する取組内容等を記載している場合
○：数値目標を定めていないが、関連する取組内容等を記載している場合
×：関連する取組内容等を記載していない場合
－：中長期的な目標・計画自体を作成していない場合
- 「行動計画」欄には、各表の該当する対象者の「目標」欄に記入した数値（目標）に関連して、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画における記載状況について、上記の凡例に準じて記入してください。
- 「その他戦略」欄には、各表に該当する対象者の「目標」欄に記入した数値（目標）に関連して、各申請機関（女性リーダー育成型の共同実施機関を含む。）における機関として策定・公表している中長期的な戦略における記載状況について、上記の凡例に準じて記入してください。
- 様式については、横のサイズや文字の大きさは変更せず、「備考」欄の記入量が多くなった場合などは、機関ごとに複数枚になっても構いませんので、「備考」欄を複数行にするなどしてください。

【<全体>】

- 「対象者」欄には、各計画の対象となる研究者の範囲を記入してください。
- (1) 大学及び大学共同利用機関法人の場合
- ・「教員」又は「教員及び研究員」のうち、いずれか近いものを記入してください。
 - ・ここでいう「教員」とは、平成28年度学校教員統計調査（文部科学省）における本務教員の定義を基準としますが、助手は除いてください。本務教員のほかに兼務教員などを含む場合、あるいは、本務教員の一部の者のみ（「学長を除く」など）を対象とする場合、「備考」欄に具体的な対象者を記入してください。
 - ・「研究員」とは、上記本務教員の定義に含まれる「学長（校長）、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手」以外の役職で雇用されている研究者（ポストドクター等）とします。「教員及び研究員」と記入する場合、「備考」欄に研究員に係る具体的な対象者を記入してください。
 - ・大学共同利用機関法人については、上記の定義等に準じて記入してください。
- (2) (1) 以外の機関の場合
- ・原則、「研究者」と記入してください。
 - ・ここでいう「研究者」とは、令和6年科学技術研究調査（総務省）における「研究者」の定義を基準とします。当該研究者以外の者を含む場合、あるいは、当該研究者の一部の者のみを対象とする場合、「備考」欄に具体的な対象者を記入してください。
- 「在職計画」には、対象者に係る「現状（令和6年5月1日現在）」、「目標（令和12年度時点）」について、総数及び内数としての女性数をそれぞれ記入してください。
- なお、「目標」の人数は、申請書の様式A3に記載した数値に基づき記入してください。また、「現状」の人数は、原則として、申請書の様式A2の「6. 在籍する教員・研究員の総数」に記載した数値を集計したものを記入し、目標に係る対象者との関係で当該集計とは異なる数値となる場合、その旨を「備考」欄に注記した上で当該数値を記入してください。
- 「採用計画」には、対象者に係る「現状（令和6年度採用実績）」、「目標（令和7年度から令和12年度までの合計）」及び「目標（令和12年度採用計画（単年度）」について、総数及び内数としての女性数をそれぞれ記入してください。
- なお、「目標」の人数は、申請書の様式A3に記載した数値を（適宜集計し）記入してください。また、「現状」の人数は、目標に係る対象者の採用実績を記入し、令和6年度に採用実績がない場合には、直近の採用実績を記入し、その年度を「備考」欄に注記してください。

【<指導的地位（上位職）>】

- 指導的地位（上位職）に占める女性研究者の割合に係る目標（数値）を設定している機関を記入対象とします。
- なお、当該目標（数値）を設定していないが、関連する取組を実施している機関については、「目標」欄には「－」を記入（「現状」欄は適宜記入）した上で、「備考」欄に当該状況を記入してください。また、目標（数値）のみならず、関連する取組も実施していない機関は、未記入で構いません。
- 「対象者」欄には、学長相当（機関の長等）、副学長・理事相当（役員等）、部局長相当（学部長・研究科長相当職）、その他（大学の教授等）の役職のうち、当該機関の目標（数値）の対象となる指導的地位（上位職）の役職、範囲を簡潔に記入（「上位職」等）した上で、「備考」欄に具体的な対象者を記入してください。

- 複数の役職（役員、教授など）ごとに別々に目標（数値）を設定している場合、複数行に分けて記入してください。
- 「対象者」は、研究者（研究者の範囲は、上記の「<全体>」の記入方法と同様）に係るものとしませんが、例えば、職員を含めて、機関における管理職全体としての目標（数値）を設定している場合には、その旨を「備考」欄に記入してください。
- 「在職計画」には、対象者に係る「現状（令和6年5月1日現在）」、「目標（令和12年度末時点）」について、総数及び内数としての女性数をそれぞれ記入してください。
なお、「目標」の人数は、申請書の様式A2・A3に記載した数値に基づき記入してください。また、「現状」の人数は、原則として、申請書の様式A2に記載した数値に基づき記入してください。
- 「登用計画」には、対象者に係る「現状（令和6年度登用実績）」、「目標（令和7年度から令和12年度までの合計）」及び「目標（令和12年度登用計画（単年度）」について、総数及び内数としての女性数をそれぞれ記入してください。
なお、「目標」の人数は、申請書の様式A2・A3に記載した数値に基づき記入してください。また、「現状」の人数は、目標に係る対象者の登用実績を記入し、令和6年度に登用実績がない場合には、直近の登用実績を記入し、その年度を「備考」欄に注記してください。
- 「登用」には、機関内部からの登用のみならず、機関の外部からの登用を含みます。

（以 上）

(様式A6)

※申請の概要を示す図(ポンチ絵)を作成してください。

(申請機関名 :)

(様式A7)

※既存事業との重複申請を行う機関(自走期間を含む)のみ当該様式をご提出ください。
既存事業における取組内容、女性リーダー育成型で実施する取組内容の関係性やそれぞれの区分などについて、図解等を作成ください。

(申請機関名：)